

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターヘリは全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間も短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げています。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省の医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対する財政支援が図られています。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠です。加えて、平成20年度は約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には2万件を超えており、著しく増加しています。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとする必要があります。救急医療体制においてドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に、安定して継続していくためには、実態を踏まえた上で基準額を設定することが求められます。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模も小さいため、今後、退職に伴う操縦士不足により、事業運営に支障を来すおそれがあります。

よって、国におかれましては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が事業運営の実態に即したものとなるよう、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
- 2 ドクターヘリの安全かつ安定的な事業継続のために必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月24日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣